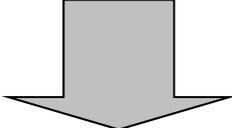


国家公務員の再就職に関する規制について

H19年改正国公法施行前（H20.12.31前）

再就職に関する規制は、離職後2年間、離職前5年間に在職していた国の機関と密接な関係のある営利企業の地位への再就職の原則禁止（ ）のみ（それ以外は規制なし）

人事院の承認を得た場合は、禁止を解除（事前承認制度）



改正国家公務員法（19年7月公布、20年12月31日施行）により、再就職に関する行為規制を導入。規制違反行為に関する監視体制を整備

H19年改正国公法施行後（H20.12.31以後）

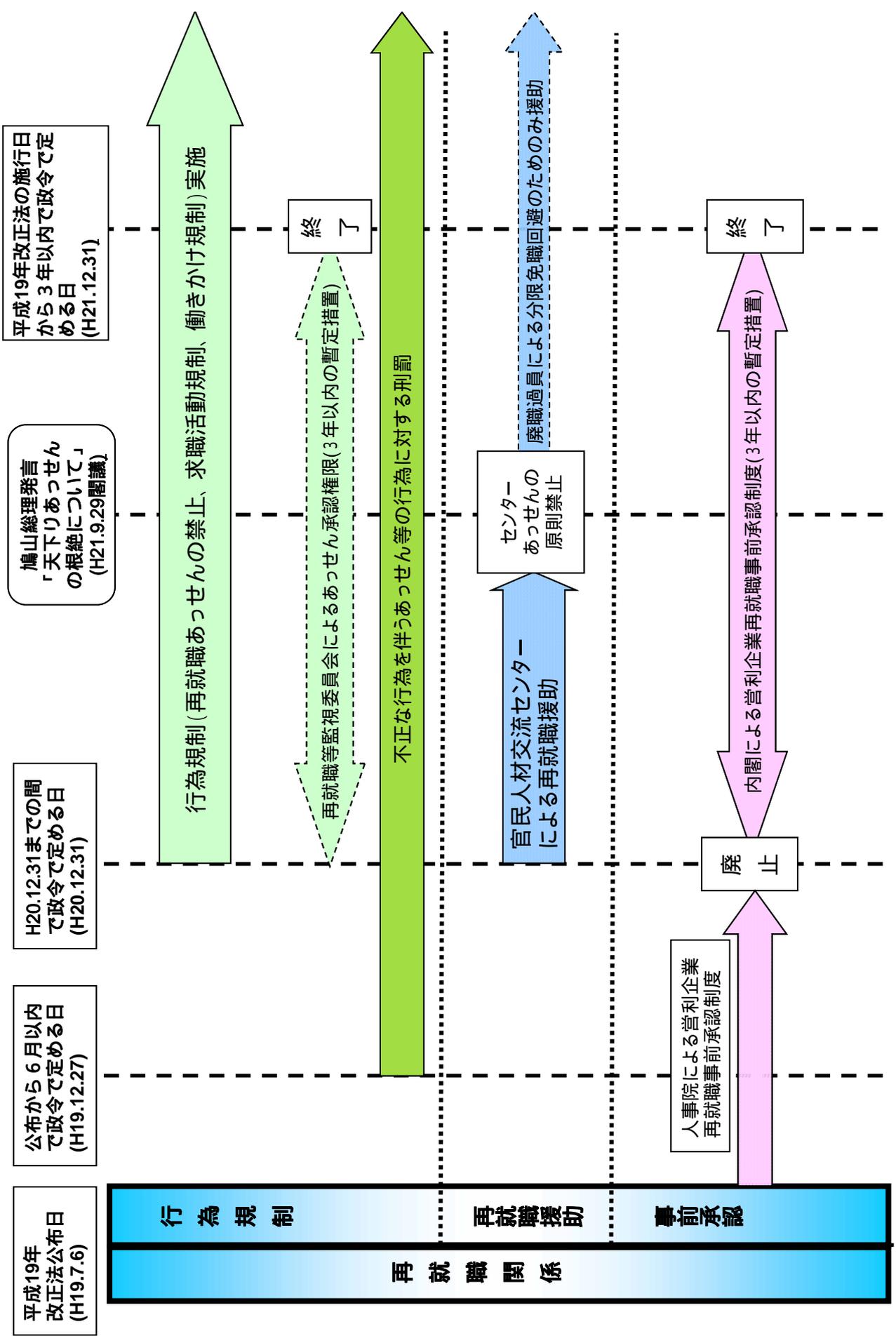
現職職員による再就職あっせんは全面禁止。官民人材交流センターへ一元化

移行期間の特例（H21.12.31で終了）

- ・ 移行期間中に限り、承認を得た場合のみ、各府省によるあっせんが可能
- ・ 移行期間中に限り、内閣による事前承認制度が存続

現職職員による利害関係企業等への求職活動を規制
退職職員の働きかけを規制

再就職等規制関連の制度等について（平成19年国公法改正後）



再就職等監視委員会の概要

1 根拠

国家公務員法（平 19 年改正法）により内閣府に設置

2 機能

中央人事行政機関である内閣総理大臣の権限委任を受けて、再就職等規制（再就職あっせん規制、現職職員による利害関係企業等への求職規制、退職職員の働きかけ規制）の監視機関として、中立・公正の立場で以下の事務を行う

- ・再就職等規制違反行為についての調査
- ・任命権者等に対する勧告
- ・再就職等規制の例外承認（ ）

（ ）再就職あっせん規制の例外承認は平成 21 年 12 月 31 日をもって終了

3 組織・定員

（ 1 ）委員長 1 名（常勤）及び委員 4 名（非常勤）

（委員長 1 名及び委員 4 名は、平成 24 年 3 月 21 日に任命）

（ 2 ）再就職等監察官（常勤 1 名、非常勤 21 名）

- ・調査の実施、委員会の委任を受けた例外承認事務 等

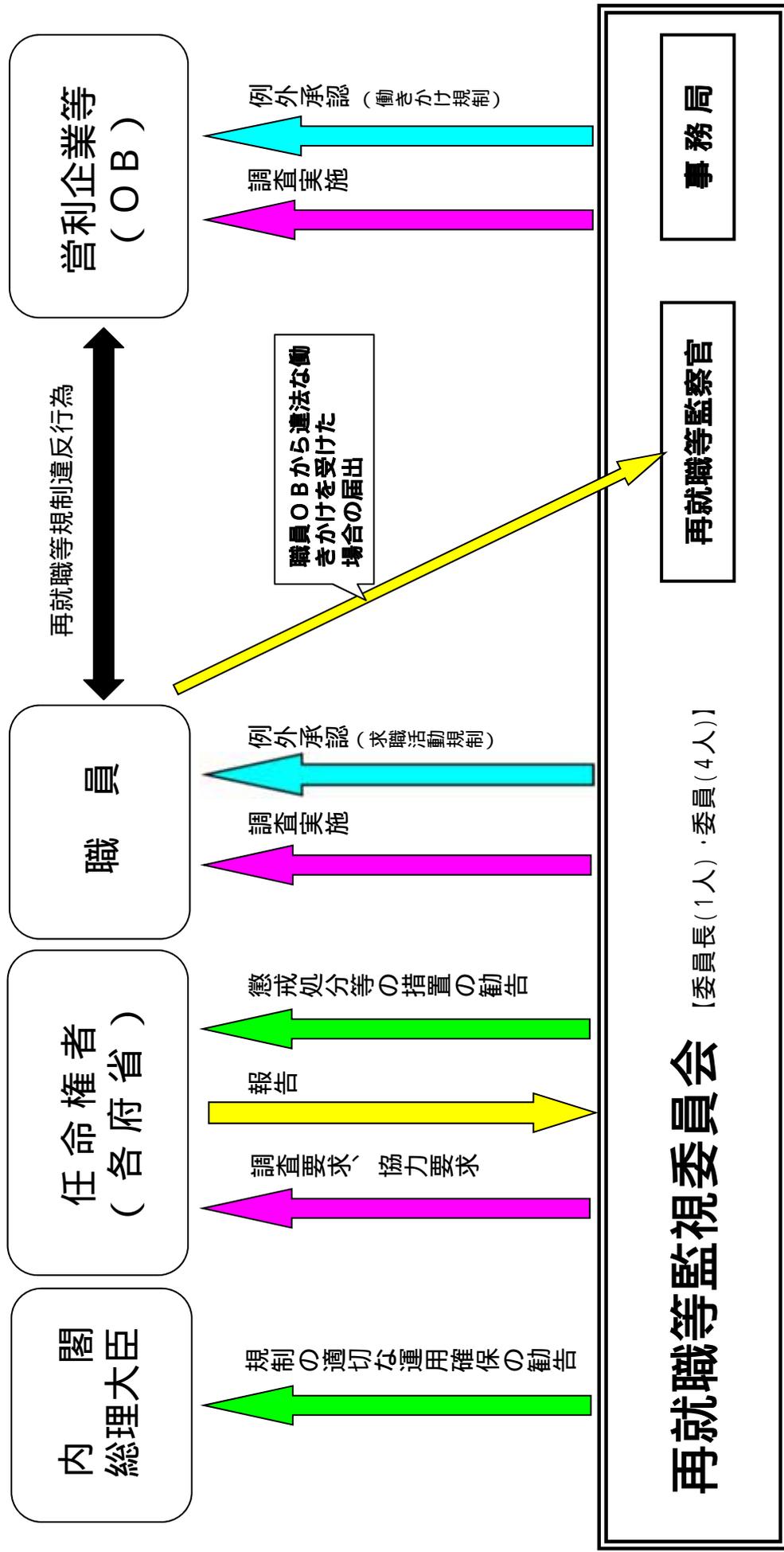
（ 3 ）事務局（事務局長 1 名、参事官 1 名を含む定員 14 名）

- ・委員会の事務の処理

4 設置日

平成 20 年 12 月 31 日

再就職等監視委員会の業務



国家公務員法における再就職等規制の概要

1. 再就職あっせんの規制（第106条の2）

職員が、営利企業及び非営利法人（以下「営利企業等」という。）に対し、他の役職員又は元役職員（以下「役職員等」という。）を、当該営利企業等又はその子法人に再就職させることを目的として、

- ア) 他の役職員等に関する情報を提供すること
- イ) 再就職させようとする地位に関する情報提供を依頼すること

他の役職員等を、当該営利企業等又はその子法人に再就職させるよう要求又は依頼することを禁止

規制の例外

職業安定法等の法令で定める職業の安定に関する事務として行う場合
退職手当通算法人（独立行政法人、特殊法人等）への現役出向の場合
官民人材交流センターの職員が職務として行う場合

2. 在職中の求職活動規制（第106条の3）

職員が利害関係企業等に対し、当該利害関係企業等又はその子法人に再就職することを目的として、

- ア) 自己に関する情報を提供すること
- イ) 再就職する地位に関する情報の提供を依頼すること

再就職することを要求又は約束することを禁止

利害関係企業等の定義

職員が職務として携わる事務の相手方のうち、～ のいずれかに該当する営利企業等をいう。

- 許認可等を受けて事業を行い、又は行おうとしている営利企業等
- 補助金等の交付を受けて交付対象事業を行い、又は行おうとしている営利企業等
- 立入検査、監査若しくは監察を受け、又は受けようとしている営利企業等
- 不利益処分をする場合の名あて人となるべき営利企業等
- 法令の規定に基づく行政指導を現に受けている営利企業等
- 国等と一定の契約を締結し、又は契約の申込みをしようとしている営利企業等
- 犯罪の捜査、公訴の提起又は刑の執行を受ける者である営利企業等

規制の例外

退職手当通算法人への現役出向の場合

本省係長級以下の職員の場合

官民人材交流センターから紹介されたものである場合

公務の公正性を損ねるおそれがないものとして、再就職等監視委員会の承認を受けた場合

【求職活動の承認基準の概要】

次のいずれかに該当し、かつ、公務の公正性を損ねるおそれがないと認められる場合

・ 職員の職務である事務が、利害関係企業等との間で、関係法令の規定及びその運用状況に照らし裁量の余地が少ない場合

・ 高度の専門的な知識経験を有する職員が、利害関係企業等からの依頼を受けて、再就職しようとする場合

・ 親族からの要請に応じて家業を継ぐ場合

・ 一般に募集され、公正かつ適正な手続で選考される公募に応募する場合

3. 退職職員の働きかけ規制（第106条の4）

職員であった者であって離職後に営利企業等の地位に就いている者が、
離職前5年間⁽¹⁾に在職していた局等組織に属する役職員等⁽²⁾に対し、
当該営利企業等が関係する契約・処分に関する事務であって離職前5年間の職務に属するもの⁽³⁾に関し、
離職後2年間⁽⁴⁾、
職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することを禁止

役職段階等による付加規制

- (1) 離職前5年間より前に本省課長級以上の職に就いていた期間がある場合は、その期間も含めて規制
- (2) 本省局長級以上の職に就いていた者については、在職していた機関に属する役職員等への働きかけが規制対象
- (3) 本省局長級以上の職に就いていた者については、在職していた機関の所掌する契約・処分に関する事務への働きかけが規制対象
- (4) 在職中に自らが決定した契約・処分に対しては、期間の定めなく禁止

規制の例外

法律の規定に基づき、行政庁からの指定、登録、委託等を受けて行う試験、検査、検定等の事務を遂行するために必要な場合、独立行政法人等の業務を行うために必要な場合

法令や国等との契約に基づく権利の行使・義務の履行の場合

法令に基づく申請又は届出を行う場合

一般競争入札等による契約締結に必要な場合

公開情報の提供を求める場合

電気、ガス、水道に関する契約等裁量の余地が少ない職務に関するもので、公務の公正性を損ねるおそれがないものとして、再就職等監視委員会の承認を受けた場合

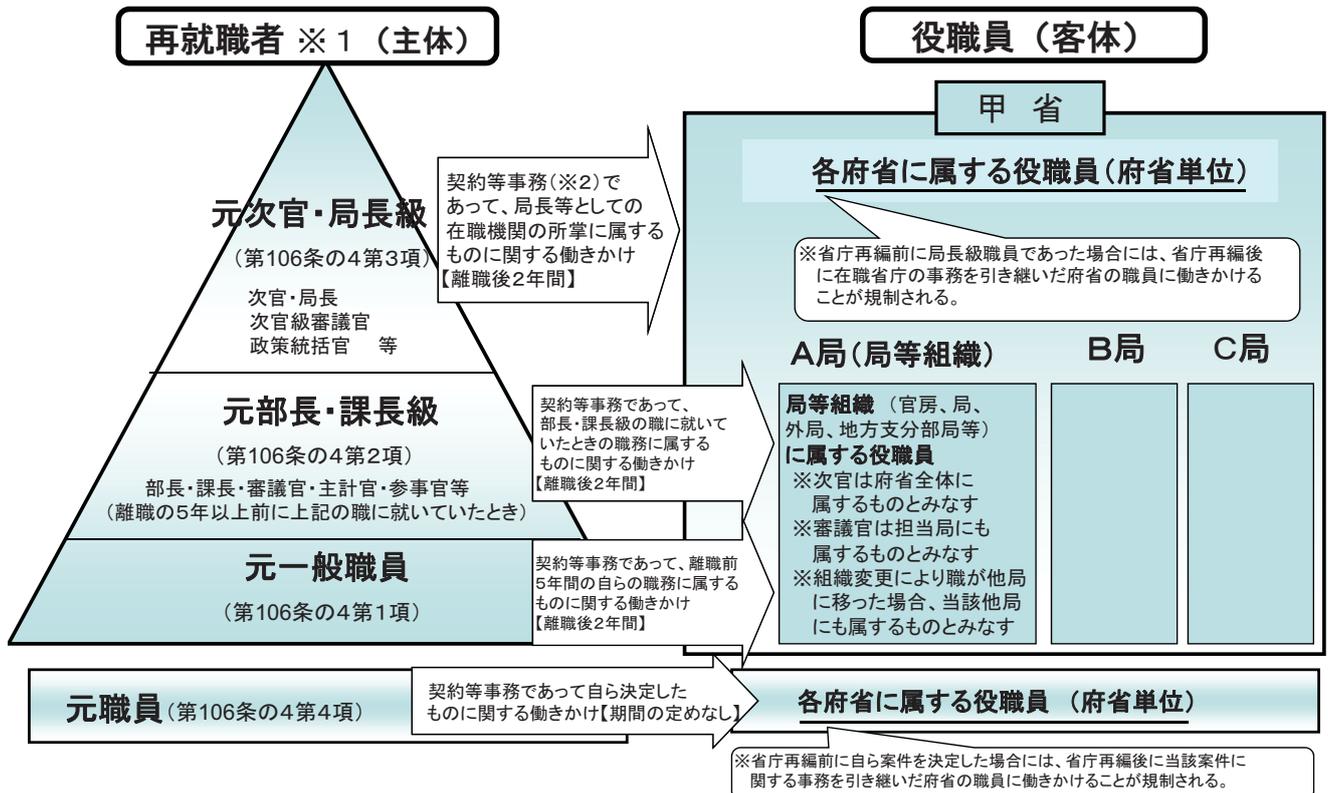
再就職者による働きかけ規制等一覧（法106条の4）

	働きかけ規制を受ける主体	規制を受ける期間	規制の対象となる行為	働きかけ規制の対象となる相手方
① (第1項)	職員であった者	離職後2年間	契約等事務(※)であって離職前5年間の職務に属するものについての要求・依頼	離職前5年間に在職していた局等組織に属する役職員等
② (第2項)	部・課長級の職に、離職した日の5年前の日より前に就いていた者	離職後2年間	①に加え、契約等事務であって離職した日の5年前の日より前に就いていた部課長級の職務に属するものについての要求・依頼	当該職に就いていたときに在職していた局等組織に属する役職員等
③ (第3項)	長官、次官、局長級の職に就いていた者	離職後2年間	①、②に加え、契約等事務であって、局長等の職に就いていたときに在職していた府省等の機関の所掌に属するものについての要求・依頼	当該職に就いていたときに在職していた府省等に属する役職員等
④ (第4項)	職員であった者	(解除規定なし)	営利企業等との間の契約の締結、処分について自らが決定したものであるものについての要求・依頼	在職していた府省等に属する役職員等

※ 契約等事務… 国、特定独立行政法人若しくは都道府県と当該営利企業等若しくはその子法人との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる処分、その他公権力の行使に当たる行為

第9項	働きかけを受けた職員による再就職等監察官への届出義務	職員は、再就職者から①～④について要求又は依頼を受けたときは、再就職等監察官にその旨を届け出なければならない。
-----	----------------------------	---

再就職者による働きかけ規制のイメージ図



(※1) 離職後、営利企業等に再就職している元職員。ただし、退職手当通算法人に現役出向している者、非常勤職員等を除く。
(※2) 契約等事務: 営利企業等又はその子法人との間の契約又は処分

(参考)

特定地方警務官に係る再就職等規制の特例について

特定地方警務官^()は、警察法上国家公務員とされているが、一方で地方自治体において一般職の地方公務員として採用され、地方自治体の組織である都道府県警察の警察官として昇任し、現在も都道府県警察においてその職務を遂行しており、一律に国家公務員法を適用することは適当ではないことから、再就職等規制について警察法の規定により、以下のような例外が設けられている。

- (1) 再就職あつせんの規制(第106条の2)
 - 特定地方警務官があつせんを行う場合
適用されない。(警察法第56条の2第1項)
 - 特定地方警務官が特定地方警務官以外の地方警務官^()及び警察庁の職員からあつせんを受ける場合
適用されない。(警察法第56条の2第4項)
- (2) 在職中の求職活動規制(第106条の3)
 - 適用される。
- (3) 退職職員の働きかけ規制(第106条の4)
 - 特定地方警務官であった再就職者が働きかけを行う場合
 - (ア) 働きかけを受ける者が、一般職の国家公務員である場合
適用されない。(警察法第56条の2第2項)
 - (イ) 働きかけを受ける者が、一般職の地方公務員である場合
現行法上の規制はない。
特定地方警務官が働きかけを受ける場合
 - (ア) 働きかけを行う者が、特定地方警務官以外の地方警務官であった再就職者、警察庁の職員であった再就職者又はその他の一般職国家公務員であった再就職者である場合
適用される。(警察法第56条の2第4項)
 - (イ) 働きかけを行う者が地方公務員であった場合
現行法上の規制はない。

- ()
- | |
|--|
| 地方警務官・・・ 都道府県警察の職員のうち、警視正以上の階級にある警察官。一般職の国家公務員とされる。 |
| 特定地方警務官・・・ 地方警務官のうち、その属する都道府県警察において巡査の階級から順次警視の階級まで昇任し、引き続き地方警務官となった者及びこれに準ずる者 |

再就職等規制違反に対する制裁措置の概要

	制裁措置	
	職務上不正な行為（職務上相当の行為をしない場合を含む。）を伴わない場合	職務上不正な行為（職務上相当の行為をしない場合を含む。）を伴う場合
再就職あっせん規制違反	再就職あっせん規制違反行為（右記以外） 懲戒処分 （国公法第 82 条第 1 項）	自ら職務上不正な行為をすること又は他の役職員に職務上不正な行為をするよう要求、依頼、教唆することに関し、他の役職員又は役職員であった者を営利企業等に就かせることを要求し、又は約束した場合 懲戒処分 （国公法第 82 条第 1 項） 3 年以下の懲役 （国公法第 112 条第 1 号、第 2 号）
求職規制違反	求職規制違反行為（右記以外） 懲戒処分 （国公法第 82 条第 1 項）	自ら職務上不正な行為をすること又は他の役職員に職務上不正な行為をするよう要求、依頼、教唆することに関し、自ら営利企業等の地位に就くことを要求し、又は約束した場合 懲戒処分 （国公法第 82 条第 1 項） 3 年以下の懲役 （国公法第 112 条第 1 号、第 2 号）
働きかけ規制違反	働きかけ規制違反行為（右記以外） 10 万円以下の過料 （国公法第 113 条第 1 号）	働きかけ規制がかかる契約等事務に関し、営利企業等の地位に就いている再就職者が不正な行為をするよう要求し、又は依頼した場合 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 （国公法第 109 条第 14 号から第 17 号まで）
働きかけ規制に違反する働きかけを受けた職員の届出義務違反	懲戒処分 （国公法第 82 条第 1 項）	

：懲戒処分 ：刑事罰 ：秩序罰

（注 1）懲戒処分は、現職の職員に対してのみ行なうことが可能（退職後に懲戒免職相当の非違行為が発覚した場合には、退職手当の支給制限、返納命令制度あり）。

また、懲戒処分と刑罰を併せて科すことは可能。なお、懲戒事案について刑事裁判が係属している場合に、任命権者が懲戒手続を進めるときは、人事院の承認を受けることが必要。

（注 2）「不正な行為」とは、職務に違反する一切の行為（あっせん規制及び求職規制に違反する行為を除く。）を指すものとされており、違法とはされていなくても、裁量権を不当に行使していると認められるものもこれに該当する。

再就職等規制の対象となる職員について

一般職給与法適用職員（非現業職員）(275,297人)

検察官（2,690人）

国有林野事業職員（4,681人）

特定独立行政法人職員（60,134人）

特定独立行政法人役員（特別職。57人）

独立行政法人通則法により、一般職と同様の再就職等規制が適用されている。

（参 考）

自衛隊員【特別職】(269,432人) 今後、再就職等規制が導入され、一部の職員は再就職等監視・適正化委員会の監視対象となる予定

- ・ 現行自衛隊法では、離職後2年間、離職前5年間に防衛省と密接関連のある営利企業等への再就職を禁止している。ただし、審議会（防衛人事審議会）の審査を経て防衛大臣が承認した場合は、再就職可能。（いわゆる「事前規制」、「事前承認制」。）
- ・ ただし、23年改正国公法案中の自衛隊法改正により、事前規制を廃止し、新たに再就職等規制を導入予定。その場合、若年定年等隊員（定年年齢が56歳以下の若年定年制の自衛官。247,183人）以外の隊員（一般定年等隊員。22,247人）については、再就職等監視・適正化委員会が再就職等規制違反行為の監視を行うこととなる。（若年定年等隊員については、防衛大臣の監視。）

裁判所職員【特別職】(22,089人)

裁判所職員再就職等監視委員会が監視

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員については、裁判所職員臨時措置法により再就職等規制が適用されている（国公法の準用）。（裁判所に裁判所職員再就職等監視委員会が置かれている。）

国会職員【特別職】(3,901人)

再就職の規制なし

国会職員の任用、身分保障、定年、服務、懲戒等については、国会職員法で規定されているが、再就職の規制に関する規定はない。

その他の特別職職員

再就職の規制なし

再就職に関する規制なし。

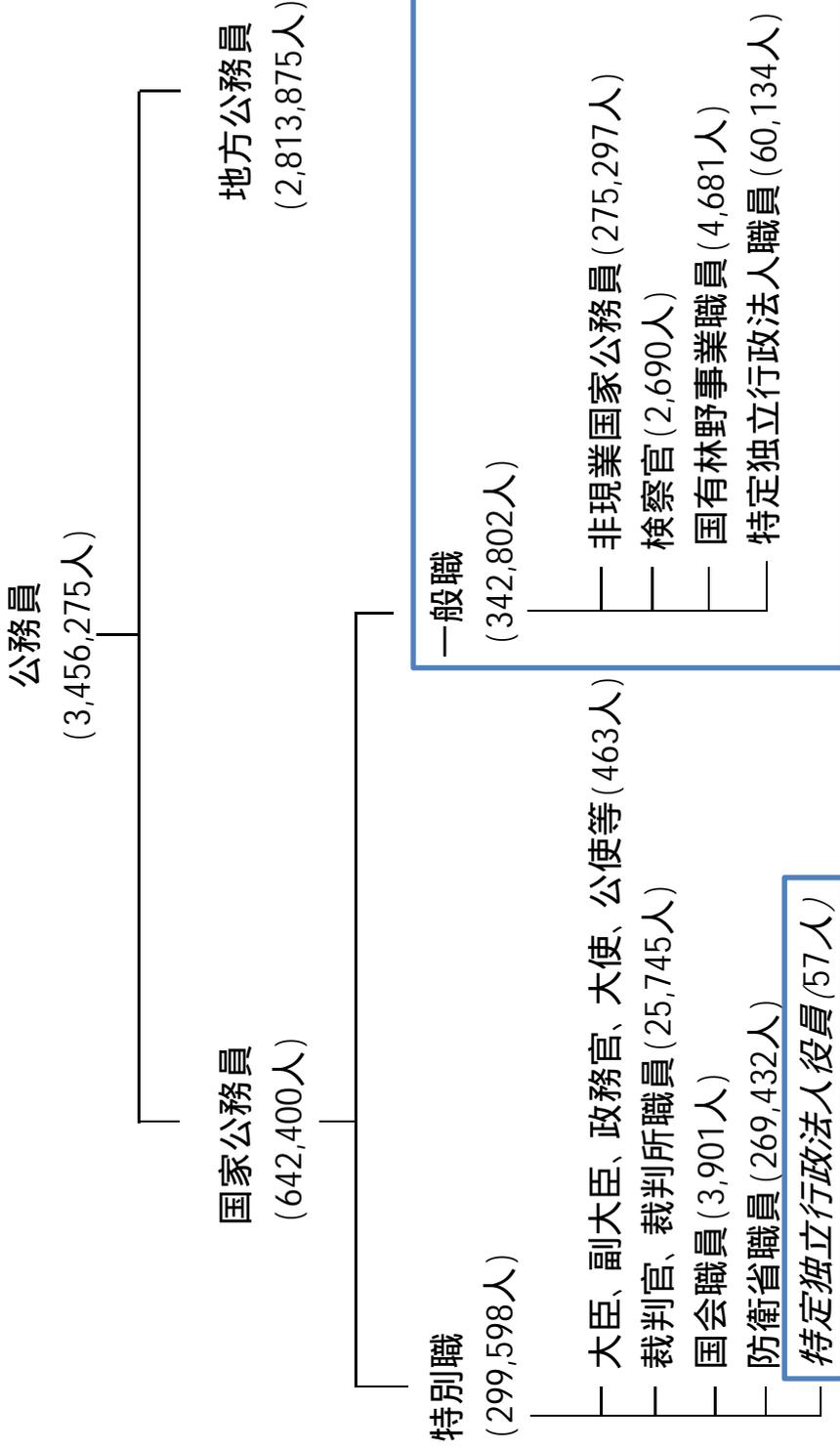
注) 国家公務員の数は、平成23年度末予算定員による。

特定独立行政法人役員数は、平成23年1月1日現在の法律上の規定の上限値である。

特定独立行政法人の数は、平成22年1月1日現在の常勤職員数。

国家公務員の種類と数

公務員は、国家公務員約64万人、地方公務員約281万人、
国家公務員法の対象となる一般職国家公務員は約34万人。



- 注1 国家公務員の数は、以下を除き、平成23年度未予算定員による。
 特定独立行政法人役員の数、平成23年1月1日現在の法律上の規定の上限値である。
 特定独立行政法人の数、平成22年1月1日現在の常勤職員数。
- 2 本文中、斜線の部分については総定員法(行政機関の職員の定員に関する法律)の対象外。
- 3 地方公務員数は、平成22年地方公共団体定員管理調査¹による地方公務員数(一般職)である。

再就職等規制の監視体制について

平成19年改正国公法（平成19年6月30日成立、平成20年12月31日施行）

再就職に関する規制を事前規制から**行為規制に転換**

- （ 職員による再就職あつせんの禁止 現職職員の利害関係企業等への求職活動禁止 職員OBの働きかけ禁止 ）
- 規制違反行為に関する監視体制の整備（再就職等監視委員会の設置）

監視委の機能

再就職等規制違反行為の調査 任命権者等に対する勧告 再就職等規制の例外承認

内閣府

再就職等監視委員会

〔平成20年12月31日設置〕

平成22年改正国公法案 <廃案>

再就職等監視委員会及び官民人材交流センターは廃止し、民間人材登用・再就職適正化センターを新設。

新センターの下に、再就職等監視・適正化委員会を設置。違反行為を未然に防ぐ等の観点からの任命権者に対する指導・助言の権限を付与。

内閣府

民間人材登用・再就職適正化センター

再就職等監視・適正化委員会

→ 監視機能強化

平成23年改正国公法案

法案成立後に直ちに施行する法改正（第一段改正）で、現行の再就職等監視委員会の監視機能を先行強化（違反行為を未然に防ぐ等の観点からの任命権者に対する指導・助言の権限を付与）

人事行政機関の再編に係る改正（第二段改正）によって、監視機能を強化した新委員会（再就職等監視・適正化委員会）を人事行政の公正確保を行う第三者機関（人事公正委員会）の下に設置

（法案の附則の経過措置により、現行委員会の委員長・委員が、新委員会発足と同時に、新委員会の委員長・委員として任命されたものとみなされる。新委員会における任期は、現委員会の委員としての任期（3年）の残任期間）

現行（法案公布の日以前）

内閣府

再就職等監視委員会

法案公布の日以後、新委員会設置まで

内閣府

再就職等監視委員会

→ 監視機能を先行強化

新委員会設置後（法案公布の日から1年6月以内）

内閣府

公務員庁

人事公正委員会

再就職等監視・適正化委員会

→ 強化された監視機能が継続

国家公務員制度改革関連四法案の概要

改革の方針

時代の変化に対応して、国民のニーズに合致した、効率的で質の高い行政サービスを実現し、縦割り行政や天下りの弊害を除去するとともに、公務員がやりがいを持って存分に能力を発揮できる環境をつくるため、公務員制度の全般的かつ抜本的な改革を推進

⇒ ①幹部人事の一元管理その他の人事制度改革、②退職管理の一層の適正化、③自律的労使関係制度の措置

国家公務員法等の一部を改正する法律案

- 国家公務員制度改革基本法に基づき内閣による人事管理機能の強化等を図るため、幹部人事の一元管理等に係る所要の措置を講ずる。
- 国家公務員の退職管理の一層の適正化を図るため、再就職等規制違反行為の監視機能を強化する等の措置を講ずる。
- 自律的労使関係制度の措置等に伴う人事院及び人事院勧告制度の廃止、人事行政の公正の確保を図るための人事公正委員会の設置等の所要の措置を講ずる。

国家公務員の労働関係に関する法律案

自律的労使関係制度を措置するため、非現業国家公務員の労働基本権を拡大し、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あつせん、調停及び仲裁等について定める。

公務員庁設置法案

国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を担う公務員庁を設置。

国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

上記三法案の施行に伴う関係法律の規定の整備等

退職管理の一層の適正化

- 再就職あつせん規制、現職職員による利害関係企業等への求職活動規制、退職職員の働きかけ規制を導入（平成19年改正国家公務員法。違反行為は懲戒処分、不正行為を伴う場合は刑事罰）
- 官民人材交流センターによる再就職援助も内閣の方針として原則廃止し、天下りあつせんを根絶（平成21年9月29日～）

再就職等規制の厳格な遵守のため、監視機能を強化

再就職等監視・適正化委員会

再就職等監視委員会

監視機能強化

（再就職等監視委員会を廃止して移行）

- 中立公正の第三者機関として、人事公正委員会の下に設置（独立職権行使）
- 従来の機能（再就職等規制違反行為の調査・勧告、再就職等規制等の適切な運用確保に必要な措置の勧告等）に加え、**違反行為を未然に防ぐ等の観点から、任命権者に対する再就職等規制の遵守のための指導・助言を行う権限を付与**（例：再就職等規制の周知徹底に関する指導・助言、脱法的な行為の再発防止のための指導・助言等）

※ 監視機能の強化は、新組織の設置前に、現行組織において先行的に実施

- ・ 委員長（常勤）及び委員4人（非常勤）は、役職員歴のない者から両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命
- ・ 再就職等監察官（役職員歴のない者を任命）及び事務局を設置

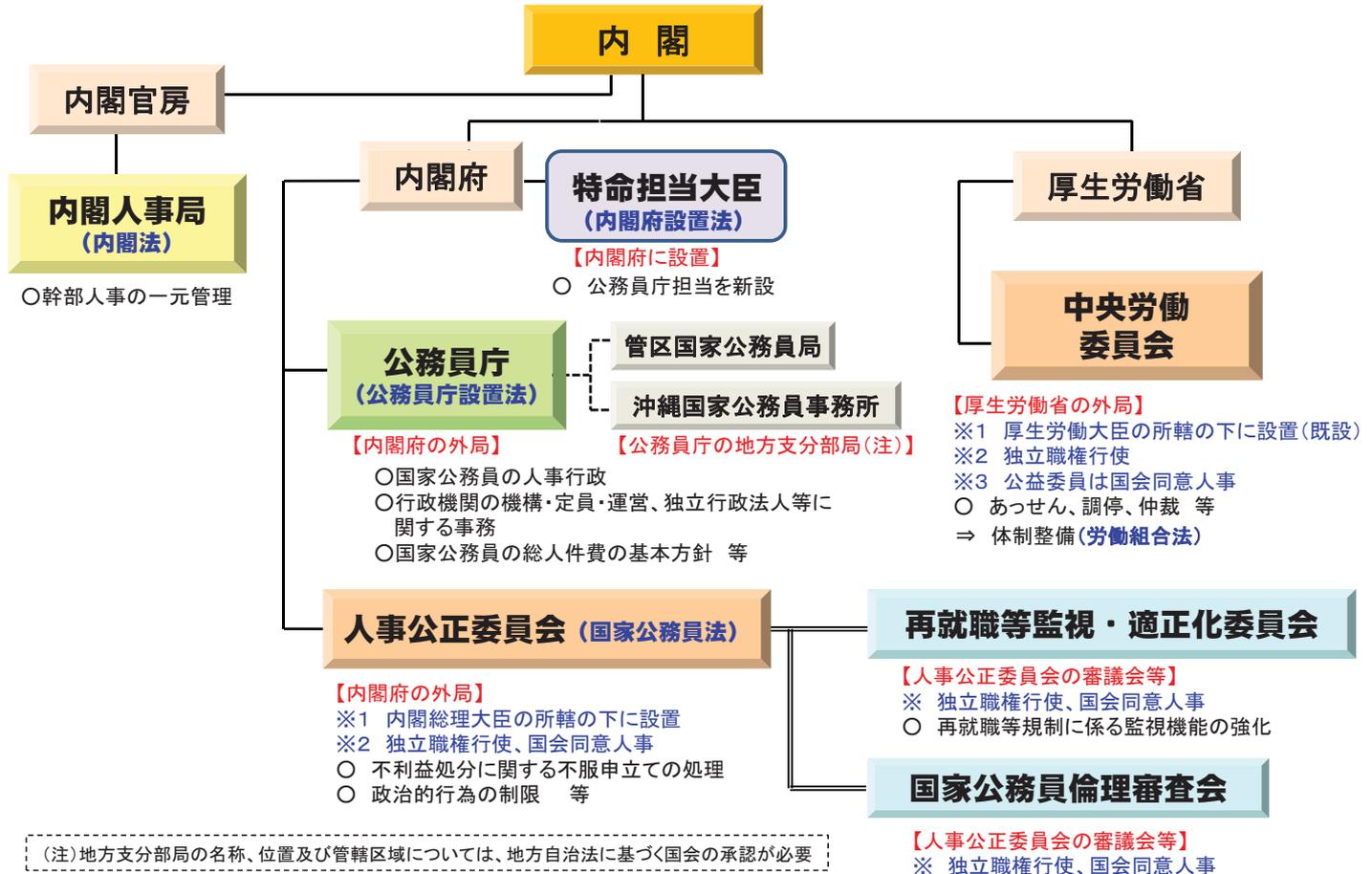
官民人材交流センター



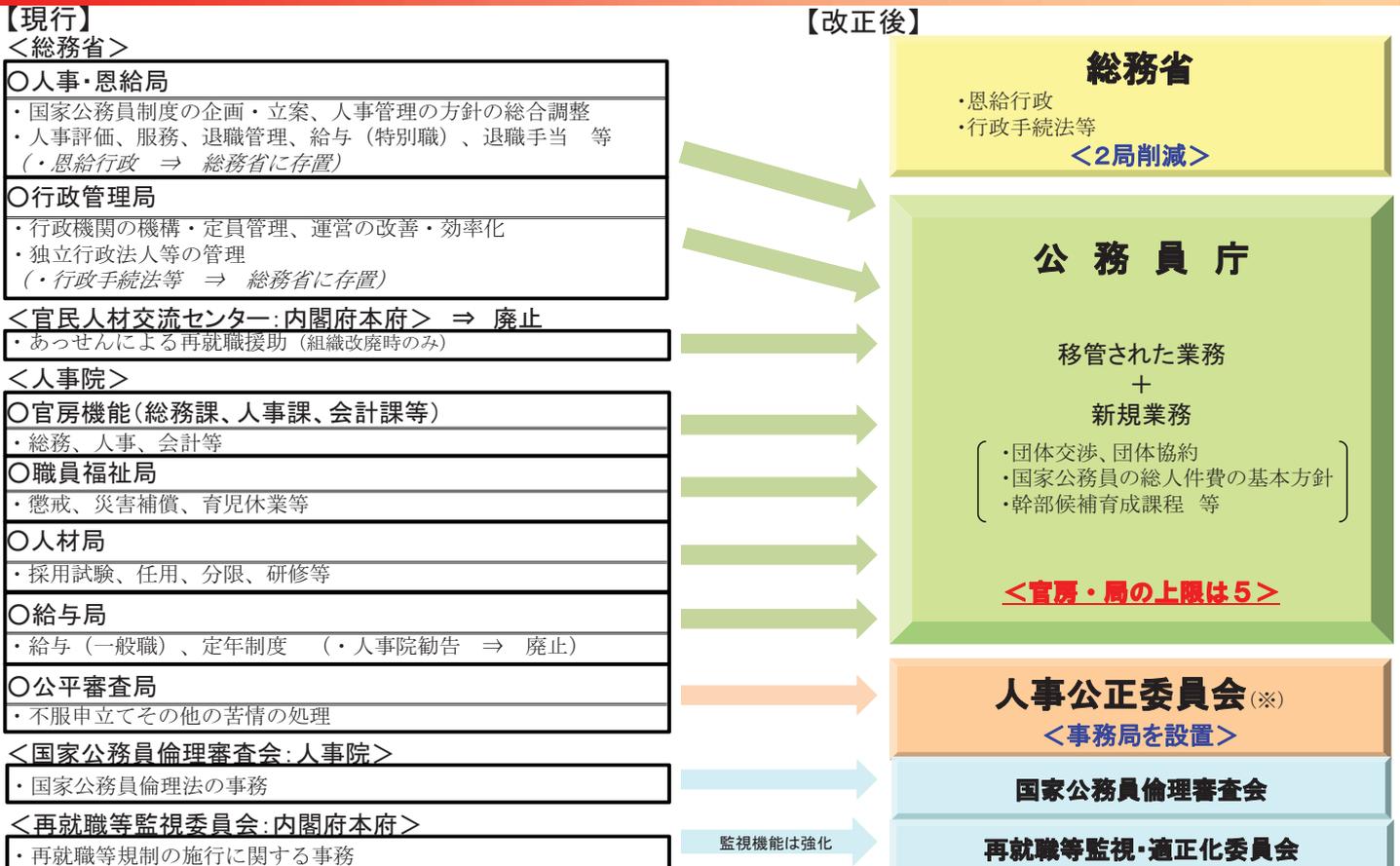
廃止（再就職援助のための組織は設置しない）

※ 再就職援助は、組織の改廃等に伴い離職を余儀なくされる職員の離職に際しての援助に限定し、必要が生じた場合にのみ、内閣総理大臣（公務員庁）が実施

新たな人事行政関係機関の設置イメージ



主な人事行政関係機関の改正前後のイメージについて



※ 人事院の機能のうち、公平審査局の機能のほか、各局が所掌する、政治的行為の制限、営利企業に関する制限、官民人事交流基準、人事行政改善勧告、法令の制定改廃に関する意見の申出も移管